

新型コロナウイルス感染症への対応について（教職員関係）

基本方針	① 感染拡大の防止 ② 関係者すべて（生徒・学生・教職員・保護者・同窓生・お取引先等）の安全を確保 ③ 学院運営上必要最低限の業務継続 ④ 必要な情報の公開 ⑤ 自己申告による不利益の除去
予防策	① 手洗い、うがい、咳エチケット等の徹底 ② 不要不急の外出（出張含む）、人込みを避ける ③ 会議、打合せなどの取捨選択、執務室のこまめな換気、座席配置等の工夫、シフトの調整等 ④ 感染症危険情報レベル2以上の国および地域より帰国した場合は、2週間の自宅待機（学院構内立入禁止）とする
体調不良時等の対応 （個人）	<p>1～6に該当する場合は、都度状況を報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（報告先）大学専任教員：学部事務長 中高部専任教員：中高部長および教頭 職員：所属長 大学非常勤講師：教務課 中高部非常勤講師：教科主任 ※報告を受けたものは、「参考 報告の流れ」に沿って対応のこと</p> </div> <p>なお、学院（産業医）から病状についてのヒアリングをおこなうことがある（日々体温等病状を記録のこと）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発熱時等の風邪症状 <ul style="list-style-type: none"> （ア）2. に相当しない場合は、自宅待機（学内で発熱した場合は、速やかに帰宅） （イ）3日以内に症状が軽快した場合は、軽快後2日をもって出勤可 2. 以下のいずれかに相当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・4日以上継続した発熱等の風邪症状 ・基礎疾患の保有者、高齢者の発熱等の風邪症状 ・高熱、強い倦怠感、呼吸困難等の症状出現 （ア）「帰国者・接触者相談センター」に相談 （イ）かかりつけ医に電話で相談 （ウ）自宅待機を継続の上、当該機関の指示に従う 3. 患者との濃厚接触時 <ul style="list-style-type: none"> ※濃厚接触者の定義：患者に発症2日前以降に接触した者のうち、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染性を総合的に判断）。 （ア）判明時より2週間の自宅待機の上、症状がなければ出勤可 4. 同居家族が2. 3. の場合 <ul style="list-style-type: none"> （ア）判明時より2週間の自宅待機の上、症状がなければ出勤可 5. PCR検査を受検して陰性の場合、または受検対象外であった場合 <ul style="list-style-type: none"> （ア）自宅待機の上、症状改善後2週間をもって出勤可 6. PCR検査を受検して陽性の場合 <ul style="list-style-type: none"> （ア）病院・保健所等の指示にて入院または自宅・施設待機
体調不良者発生時の対応 （学院）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 体調不良時の対応 2.以降で、緊急対策本部を招集し、陽性者が確定した場合の休校、部署閉鎖などの対応を決定 2. PCR検査陽性者発生時 <ul style="list-style-type: none"> （ア）総務課長が保健所との窓口、および（イ）以下の対応について統括 （イ）保健所の積極的疫学調査に協力（各部署） （必要書類等：勤怠関係書類、時間割および出欠関係書類、座席表、フロア図など） （ウ）学内に濃厚接触者が生じた場合は、該当者への連絡・指示などの実施（各部署） （エ）学内の消毒等が必要になった場合、保健所等より指示がある場合にはそれに従い、特段の指示が無い場合には、業者委託または教職員にて実施
業務継続計画 （主に事務組織）	部署単位で業務が停止することを想定し、部署毎にあらかじめ準備をおこなう
その他	周知の方法は 専任教員および職員（アルバイト、派遣含む）はメール、非常勤講師はホームページ（大学、中高部）によって行なう

体調不良時の対応

1. 発熱時

2. 以降の場合（緊急対策本部招集）

